

議案第 26 号

旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例

旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例（平成31年旭市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号に次のただし書を加える。

ただし、土地については、当該土地をその敷地とする対象施設を取得した年を対象期間とする投下固定資産額に算入する。

第5条第1項前段中「、対象施設」の次に「を構成する土地、家屋及び償却資産」を加え、同項後段中「1年」を「5年」に、「限るもの」を「限り、当該対象施設を取得した後に最初に市が固定資産税を課することとなる年度以降5か年において課税免除の対象」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、この条例及び旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定による課税免除の適用期間は、通算5年以内とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の規定は、令和7年1月1日以後に土地を取得したものに対する奨励措置について適用し、同日前に土地を取得したものに対する奨励措置については、なお従前の例による。